

忘れていませんか、健診後の意見聴取

事業者は、職場の健康診断の結果、異常の所見(C~F)があると診断された労働者について、その健康を保持するために医師等から意見を聴くことが必要です。

必要があると認めるときはその労働者の実情を考慮して、適切な措置を講じなければなりません(事業主義務)。

労働安全衛生法第66条の4

期 限▶健康診断実施後、3か月以内

方 法▶医師等が「健康相談記録票別紙」の医師の意見(指導)欄に記入

利用方法等▶産業医の選任義務のない50人未満の小規模事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当です。清庵地域産業保健センターの意見聴取サービスを無料(一年度に2回)で利用することができます。

ご希望の事業主様は、裏面の利用申込書に必要事項を記入して、ファクシミリ(054-348-7734)で送付してください。

意見は、次の2点について求めます。

1. 就業区分及び就業上の措置の内容

医師の意見区分(例)

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常勤務可	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼夜勤務への転換等の措置を講じる
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により、一定期間勤務させない措置を講じる

2. 作業環境管理・作業管理について

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合は、作業環境測定の実施、施設または設備の設置・整備、作業方法の改善、その他適切な措置について意見を求める。

名 称	所 在 地	電 話 ・ FAX
清庵地域産業保健センター	静岡市清水区渋川2-12-1 (静岡市清水医師会健診センター内)	電話 054-348-2332 FAX 054-348-7734

